

スポーツ審判に関する判例の分析と検討

吉田 勝光
張 林芳

Analysis and the Examination of the Precedent
about the Umpire Sports

YOSHIDA Masamitsu and THANG Linfang

要 旨

本論文は、スポーツ審判の行為等が訴訟上問題とされた判例を一括して取りあげるものである。審判に関する訴訟に焦点を当て、審判に関する諸判例を分析し、若干の考察を行った。判例は10件を数えた。スポーツ種目としてはサッカーに多く、他の種目はソフトボール等、各1件であった。また、審判が加害者として過失を問われる事故が多いが、被害者となるケースもあった。いわゆる学校事故で、教員が審判を兼ねるケースが多く、兼任における審判の在り方が問題を複雑にしている。

キーワード

スポーツ審判 判例 法的問題

目 次

1. 研究の目的及び先行研究
2. スポーツ審判に関する判例とその概要
3. 分析及び検討
4. まとめと今後の課題

1 研究の目的及び先行研究

本研究は、スポーツ審判（以下、原則として「審判」という）の行為等が訴訟上問題とされた判例を一括して取りあげるものである。審判に関する法学的研究について、先年、著者吉田は「スポーツ審判の法的問題に関する研究」と題する研究を発表した⁽¹⁾。そこでは、最近のスポーツ審判に関して法的問題が生じ、又は生じる可能性のあるケースを概観し、指摘した。

本論文は、スポーツ審判に関する訴訟に焦点を当て、審判に関する判例を収集し、分析を試みたものである。およそ、法学的問題を論じる場合、訴訟となり、判決が下されたケースにどのようなものがあるかを無視することはできない。そこで、審判についても、同様に、訴訟となり、判決が下された事例をここに取りあげ、諸判決を分析するとともに、特徴的な傾向について若干の考察をした。

先行研究としては、審判に関する法的文献自体が少ない中、判例研究においては、判例評釈や解説という形で個別に取りあげた研究がある⁽²⁾。しかし、審判に関する諸判例を一括して横断的に考察した研究は見いだせない。

2 審判に関する判例とその概要

審判に関する判例の内容等は、下掲別表「スポーツ審判に関する判例一覧」のとおりである。対象とした判決は、昭和 57（1982）年 1 月 1 日以降、平成 20（2008）年 12 月末日までに公刊された判例集（判例雑誌含む）に掲載されたものである。

調査方法は、「法律判例文献情報」（第一法規）により、キーワード「審判」「審判員」「レフリー」での検索によった。「審判」では 9500 件余、「審判員」及び「レフリー」「レフエリー」では各 1 件が抽出された。「審判」については、家事審判事件関係が多く、逐一確認の作業を行った。結局、該当判例は、10 件（延べ 13 件）で、下掲別表「審判に関する判例一覧」のとおりである。

別表「スポーツ審判に関する判例一覧」
(判決年月日及び上位の審級順)

【第 1-1 事件判決】

担当教師に通知義務はないとして、結論的には、原審【第 1-2 事件判決】の結論を支持した（最高裁昭和 62 年 2 月 13 日小法廷判決（上告棄却）、損害賠償請求控訴事件）⁽³⁾。

【第 1-2 事件判決】

町立小学校 6 年の体育の時間中に行われたサッカーの試合で、選手の児童が蹴ったボールが、近くにいた他の選手の児童の右眼に当たった事故である。保護者は、レフエリー役の教諭に児童の保護者に対する通知義務懈怠があったとして、学校設置者の湯河原町に対し損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、教諭に通知義務懈怠の過失があったとしながら、これと児童の右眼の負傷との間には因果関係がないとして原告（控訴人）の請求を棄却した（東京高裁昭和 58 年 12

月 12 日判決（控訴棄却、上告）、損害賠償請求控訴事件）⁽⁴⁾。

【第 2 事件判決】

小学校 5 年の体育の時間に、担当の教員は、サッカーをゲーム形式でルールやゲームのやり方を適宜教授する方法で授業を行っていた。ゲームの途中に、原告（男子児童）は密集から蹴りだされたボールを追う数名の児童の先頭に立ってボールを追いかけていた。相手陣ゴールポスト付近にいた女子児童がそこに転がってきたボールを原告の手前約 2 メートルの位置からまともに蹴り返したために、原告は、そのボールを左眼に受け、負傷し、失明にいたった。

裁判所は、指導教師に過失は無いとして、原告の請求を棄却した（大分地裁昭和 60 年 5 月 13 日判決（棄却、確定）、損害賠償請求事件）⁽⁵⁾。

【第 3-1 事件判決】

原告らは、日本中央競馬会が開催した中央競馬のレースにおいて、⑤-⑤の連勝複式勝馬投票券を含むユニット馬券（組み合わせ式馬券）を買った。レースの結果は、連勝複式で⑤-⑤が的中番号となるべきところであったが、決勝審判員が、馬の着順を誤って判定したため、④-⑤が当たり馬券として発表した。原告らは、当たり馬券（⑤-⑤）をはずれた馬券とともに廃棄してしまった。中央競馬会は、直後に判定誤りに気づき、④-⑤の他に、⑤-⑤の馬券にも払い戻しを発表した。しかし、原告らは、馬券を廃棄していたため、払い戻しを受けることができなかった。

そこで、原告らは、主位的には、当たり馬券が当たった者として払戻金の請求をし、予備的に、決勝審判委員の過失によって払戻請求権を失ったことによる同額の債務不履行による損害賠償請求権（第一次的）、又は中央競馬会の特別措置の契約に基づく同額の金銭請求（第二次的）を求めた。

高等裁判所は、日本中央競馬会が債務不履行責任を負うとして、原告らの請求を認めた（大阪高裁平成 2 年 11 月 7 日判決（控訴棄却、確定）、払戻金等請求控訴事件）⁽⁶⁾。

【第 3-2 事件判決】

上記【第 3-1 事件判決】の原審（大阪地裁平成元年 5 月 22 日判決（予備的請求認容・主位的請求棄却、控訴）、判例時報 1327 号 65-81 頁〔払戻金等請求事件〕）。

【第 4 事件判決】

市立小学校 4 年の学級会の授業としてソフトボールの試合（硬式テニスボール使用）が行われた際に、審判を担当していた児童にファウルチップのボールが左眼に当たり、失明するにいたった。

児童及び保護者は、担当教諭に過失があったとして、学校設置者である桶川市に対して国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償請求を行った。

裁判所は、審判に防御用マスクを着用させていなかったこと、上手から投げているのを止めさせなかったこと等を理由として、教諭の過失を認め、同市の損害賠償責任を認めた（浦和地裁平成 4 年 4 月 22 日判決（一部認容・一部棄却、控訴）、損害賠償請求事件）⁽⁷⁾。

【第5事件判決】

市立中学校2年の体育授業中に行われたサッカーの試合で、原告は、同級生とこぼれ玉を蹴りあった際に、腹部を膝で蹴られ負傷した。その授業では、担当教諭が不在で、代替の教諭も試合開始前にクラスの体育委員に注意や指示を与えたものの、職員室で他の仕事をしながら窓越しに様子を見ていた程度であった。

そこで、原告は、校長の教諭配置の不十分さ、代替教諭が試合に立ち会っていないこと、審判や線審をつけるように指示をしなかったこと等を理由に、学校設置者である与野市に対して損害賠償請求をした。

裁判所は、審判や線審をつけるように指示をしなかったこと等の安全確保への配慮が不十分であったことをみとめつつも、指導教諭が立ち会っていたとしても事故の発生を防ぐことはできなかったということで、相当因果関係なしとして与野市の損害賠償責任を否定した（浦和地裁平成4年12月16日判決（棄却、控訴）、損害賠償請求事件）⁽⁸⁾。

【第6事件判決】

市立中学校2年の野球部部員が、野球部の紅白戦で審判を務めていた際に、マスク等の防具を着用していなかったため、ファウルチップが左眼に当たり、後遺症のこる負傷を負った。

被害生徒は、指導教諭らが、マスク等の防具の着用を指示しなかったことは、過失又は安全配慮義務違反があるとして、学校設置者である京都市に対して損害賠償を求めた。

裁判所は、部員にマスク等の防具の着用を指導しなかったことは、安全配慮義務に違反するとして、過失相殺（4割）を適用しながらも、被害生徒の損害賠償請求を認めた（京都地裁平成5年5月28日判決（一部認容・一部棄却、確定）、損害賠償請求事件）⁽⁹⁾。

【第7事件判決】

県立高校3年のラグビー部員が、他の高校との練習試合中に、モールが崩れ、マットの後転のように首が自分の体の下にあるうちに、足や胴部の上から何人かの生徒の体重がかかった。そのため、同部員には、要介護状態の後遺症が残った。

同部員は、学校の設置者である鹿児島県に対して、指導教諭の過失又は安全配慮義務違反を理由に、また、同試合をレフェリー認定講習として、受講生に同試合に従事させていた（財）日本ラグビーフットボール協会に対して、審判（同協会所属一般社会人）の過失、又は安全配慮義務違反を理由にして損害賠償を求めた。

裁判所は、指導教諭に安全配慮義務違反ではなく、また審判は、競技規則を公平に適用することによって選手の安全を図る義務は負うが、それ以上に安全を確保する義務は負わないとして、いずれの請求をも退けた（鹿児島地裁平成7年6月30日判決（棄却、控訴）、損害賠償請求事件）⁽¹⁰⁾。

【第8-1事件判決】

市立小学校の教諭が、土曜日に他の小学校で実施されたポートボールの対外練習試合の審判を担当していた際に倒れ、脳内出血により入院した後、呼吸不全により死亡した。

そこで、妻は、地方公務員災害補償基金愛知県支部長に対して遺族補償等を請求した。

同部長は、公務外の災害であるとして公務外認定処分をした。

本事件は、妻が公務外認定処分を不服として、同処分の取消しを求めたものであり、下記【第8-2事件判決】の差戻審である。結局、公務起因性を否定した（名古屋高裁平成10年3月31日判決（取消・請求棄却、上告）、公務災害認定外裁決取消請求控訴事件）⁽¹¹⁾。

【第8-2事件判決】

差戻前の下掲名古屋高裁平成3年10月30日判決の上告審判決である（最高裁平成8年3月5日判決（破棄差戻）、公務災害認定外裁決取消請求事件）⁽¹²⁾。

【第9事件判決】

県立高校2年のホッケー部員が、第8回山口県高等学校ホッケー選手権大会の男子決勝第2試合に出場していたところ、相手高校の選手がボールを打とうとしたので、これを妨げるため自己の身体を伸ばしてタックルしたときに、相手選手のスティックを右こめかみに受け、重度の後遺障害を負った。

被害生徒及び保護者らは、その所属高校の校長、教諭、相手校の顧問教諭、試合の担当審判（審判員2人及び審判長とも教員）、山口県高等学校体育連盟、大会の医務係の教諭、被害生徒を自宅に運んだ体育助手らに過失があるとして、山口県に対して損害賠償請求を求めた。

裁判所は、審判には過失はないしつつ、体育助手の過失が、被害を拡大・助長させたとして、一部（2割相当）について県損害の損害賠償責任を認めた（山口地裁平成11年8月24日判決（一部認容・一部棄却、確定）、損害賠償請求事件）⁽¹³⁾。

【第10事件判決】

県立高校の運動会で実施された大将落としの騎馬戦（決勝戦）において、被害生徒（2年生）は、守備騎馬として味方の大将騎馬の前にいて、相手方と正面に対する位置にいた。決勝戦が開始されると、相手方の攻撃の一番先頭を走ってきた相手騎馬が、被害生徒の乗った騎馬に勢いよくぶつかってきた。そのため、被害生徒の騎馬は体制を崩したものの、何とか倒れず持ちこたえていたが、相手方の騎馬が次から次へと押し寄せてきたために、被害生徒の騎馬は味方の大将騎馬を含む敵味方の騎馬数馬とともに一塊になって倒れた。そして、味方の大将が落馬したため試合は終了した。

試合終了後、折り重なって倒れていた生徒が、上から一人ずつ起き上がっていったが、一番下に倒れていた被害生徒は倒れたまま起き上がらなかった。被害生徒には、右上肢機能全廃等の後遺症が残った。事故当時、味方の守備騎馬を相手方の攻撃騎馬が取り囲むように攻撃していたその周囲を、審判員である教員がほぼ円形に取り囲んでいた。

被害生徒及び両親は、騎馬戦は、馬役の生徒は手の自由が奪われた状態で、また騎手役の生徒は不安定な馬に乗っている状態で、騎士同士が激しい勢いでぶつかるので、騎馬が倒壊する際に生徒が負傷する危険性が高いにもかかわらず、万全の防止措置を探らなかつたこと等を理由として、高校側の安全配慮義務の債務不履行に基づく損害賠償請求をした。

裁判所は、指導教諭は、複数の騎馬が集中して一緒に倒壊し生徒に危険が生じた場合には対戦を中止させる等の処置をとるべき監視義務があるのにこれを怠っていたこと等、高校の指導教諭に履行補助者の過失があるとして、高校側の損害賠償責任を認めた（福岡地

裁平成 11 年 9 月 2 日判決（一部認容・一部棄却、確定、損害賠償請求事件）⁽¹⁴⁾。

3 分析及び検討

以下、分析要素ごとに結果を示し、若干の検討を行う。

(1) 事件数

審判に関する法的問題は少なくないが、訴訟に至り、公刊の判例集・雑誌に掲載された判例の範囲では、さほど多くはなく 10 件を数えるのみである。

(2) 事件種別

審判関係事件 10 件のうち、民事事件が 9 件、刑事事件は無く、労働災害（公務災害）事件が 1 件である。

(3) 原告の請求の内容

上記民事事件 9 件のうち、【第 3 事件判決】は払い戻し請求（主位的）、債務不履行による損害賠償請求（第一次予備的）・特別措置契約による金銭請求（第二次予備的）である。これ以外の 8 件は、すべて損害賠償請求事件である。

(4) スポーツ種目別

サッカーが 3 件で最も多い。その他のスポーツ種目としては、競馬、ソフトボール、野球、ラグビー、ボートボール、ホッケー、運動会（騎馬戦）が各 1 件である。チーム競技の球技が多いが、必ずしもそれに限られない。

(5) 審判の訴訟当事者性

審判が訴訟の当事者となった事件判決はない。ただし、【第 8 事件判決】は、公務災害事件であり、審判を担当していた当事者が死亡しているため、妻が訴訟の当事者（原告）となっている。

(6) 審判に対する問責の仕方（過失の有無）

審判の過失が問題とされたケースは 5 件である。【第 2、3、7、9、10 事件判決】が該当し、そのうち過失有りと判断されたケースは、【第 3、10 事件判決】の 2 件である。

(7) 審判の責務と審判の安全への配慮義務との関係

【第 7 事件判決】では、審判の責務として、選手の安全を配慮する義務があるかどうか問題となった。判決は、当該事件の状況においては消極的な見解（責務なし）を採用した。プロスポーツや一般社会人のスポーツの試合であれば、選手らの自己責任ですることもできようが、当該事件は、一般の大人に近いとはいうものの、成長途上にある高校生が事故の当事者であったため、問題とされたと考えられる。裁判所は、高校生についても消極的に解したが、中学生や小学生の場合に同様に考えられるか検討を要する。

【第 10 事件判決】では、監視義務懈怠を理由として、審判役の教員の過失を肯定した。この判決に対しては、上記【第 7 事件判決】において裁判所が「レフリーは、競技規則を公平に適用することによってプレイヤーの安全を図る責務を負うものであり、安全のためであるといつても、両チームの技能の程度や、入学して間もない 1 年生が何人いるか、どのポジションにいるか等についてあらかじめ双方の監督から話を聞いて試合の進行の参考にする等の、競技規則の公平な適用という点から離れた措置をとる義務はない」と述べる立場とどのように整合性を保つことができるか難しい問題である。仮に、具体的な事案によ

り取り扱いを区々するとされても、慎重な判断が求められよう。

(8) 審判担当者

当該スポーツにおいて、審判を担当していたのは、児童（小学生）の【第4事件判決：ソフトボール試合中】、生徒（中学生）の【第6事件判決：野球の紅白戦】がある。安全のためにマスクの着用を指導しなかったことについて、いずれの判決も、担当教員の過失を認め、学校設置者である当該市に対して損害賠償責任を認めていることは着目されてよい。

教員であったのは、【第1、2、8、9、10事件判決】の5件である。一般社会人であったのは、【第7事件判決：ラグビー試合中】1件である。

(9) 審判が被害者となったケース

3件が該当する。【第4事件判決：小学校ソフトボール試合で審判中の小学生】、【第6事件判決：野球部紅白戦で審判中の中学生】及び【第8事件判決：小学校ポートボール試合での審判中の教員】である。

(10) 事件の事故性及び被害者

【第3事件判決】を除いて、すべて事故である。その中で、審判を担当していた児童生徒の事故が2件ある。【第4事件判決（児童：小学4年）】及び【第6事件判決（生徒：中学2年）】であった。選手である児童生徒の事故は6件で、【第1、2、5、7、9、10事件判決】であった。教員が【第8事件判決】の1件であった。

(11) 学校関係の事件の分析

学校関係のものは【第3事件判決】を除いて9件である。この中で、事件の態様としては、いわゆる学校事故（学校教育活動中の事故で、被害者が児童生徒）のケースが最も多い。【第8事件判決】を除く【第1、2、4、5、6、7、9、10事件判決】の8件である。

その中で審判役を行っていた教員の過失を問うものが4件ある。【第1、2、9、10事件判決】である。【第4事件判決】及び【第6事件判決】は、児童・生徒が審判をしていた。

【第5事件判決】は、教員が試合に立ち会っておらず、審判を担当していなかった。過失を問われたのは校長であった。【第7事件判決】は、審判講習会として、協会所属の一般社会人が講習会の一環としての試合に審判をしていたものである。

4まとめと今後の課題

スポーツ審判に関する10件の判例を概観するとともに、様々な視点から分析・検討した。本論文では、幾つかの特徴を指摘することができたものと考える。特に、いわゆる学校事故が多く、関与した審判にしても教員が兼ねるケースが目立った。そのため、純然たる審判の在り方と教育活動での教員による審判の在り方とは、微妙な温度差があること、その整合性の難しさを認識する機会を持つことができた。

今後の研究上の課題としては、以下の諸点を挙げることができよう。

スポーツが国際的規模で行われることに伴い、審判に関する問題は、国際的に共通の問題でもある。したがって、外国の審判に関する判例の分析・検討を行うことも当然必要とされよう。

また、審判の研究において、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の仲裁で、審判に関する判断（CASでは審判の判定についての不服申し立てが可能）に着目されなければならない。

審判研究の対象とされるべきであろう。

更に、現在、日本スポーツ仲裁機構において、裁判外の解決方法（ADR）が試みられている。そこでは、まだ審判の判定に関して不服申し立てができない。この是非は、今後検討されるべきである。

本研究の方法として採用した、上記『法律判例文献情報』のキーワード検索は、判決全文を対象としていないため、該当判例の脱漏の可能性を否定できない。今後の審判研究においては、更に新たな該当判例を見いだすような努力が期待される。

【注】

- (1) 日本スポーツ法学会年報第 15 号 109-121 頁、平成 20 (2008) 年。
- (2) 例えば、①宮田和信・赤嶺卓哉「小学校ソフトボール審判左眼負傷事件」三浦嘉久著「スポーツ事故の総合的研究－事故の判決例をめぐって－」不味堂、74-79 頁、平成 7 (1995) 年。②薄津芳「国賠事件判例紹介 151: 小学校の学級会の投票として行われたソフトボール試合に審判として参加した児童が、打球を左眼に受けて失明した事故につき、教誥に過失があるとして国家賠償請求が認められた事例 (平 4. 4. 22 沢和地判)」(都道府県展望 418 号 26-27 頁、平成 5 (1993) 年)。
- (3) 判例時報 1255 号 20-23 頁。
- (4) 判例時報 1096 号 71-77 頁。
- (5) 判例時報 1184 号 102-105 頁。
- (6) 判例時報 1377 号 64-69 頁。
- (7) 判例時報 1449 号 123-130 頁。
- (8) 判例時報 1468 号 138-143 頁。
- (9) 判例時報 1472 号 100-105 頁。
- (10) 判例地方自治 146 号 46-52 頁。
- (11) 判例時報 1660 号 131-155 頁。
- (12) 判例時報 1564 号 136-140 頁。
- (13) 判例時報 1728 号 68-84 頁。
- (14) 判例時報 1729 号 80-93 頁。